

平成30年4月 9日

保護者様

足利市立毛野小学校長 田中 昭三

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、学校感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることができます。

感染性の病気にかかったと思われる場合は、早めに医師の診察を受け、結果を学校にお知らせください。

なお、学校感染症にかかった場合は、必ず医師の許可がでるまでは、自宅で安静にしてください。病気が治癒し登校する際、手続きの簡素化のため保護者の方が「登校届」を記入して、学校へ提出してください。

※裏面の表は主なものです。他の感染症の場合も出席停止になりますので、医師の指示に従って学校に必ず連絡してください。
※出席停止期間については、症状により医師が感染のおそれがないとみとめた場合は、医師の指示に従ってください。

《感染症にかかった場合》

症状が出た場合 → 受 診 → 担任へ連絡
↓「登校届」用紙を学校からもらう（右のものを切り取って使用可）
療 養(出席停止)
↓
主要症状がなくなったら
↓
受 診
↓
医師の許可 → 担任へ連絡
↓登校届を書いて学校に提出
登 校